鷹南学園三鷹市立中原小学校 校長 鈴木 恭子

学校における新型コロナウイルス感染症対策について

平素は本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで感染症の予防及び感染症の患者に 対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することとなりました。

これに伴い、文部科学省および東京都教育委員会から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定について示されました。

これを受けて、三鷹市は教育委員会が策定した「新型コロナウイルス感染症に対応した三鷹市立小・中学校における学校運営ガイドライン(一部改訂)」(令和5年4月1日)を廃止し、今後の学校の対応についても、各校へ指示がありました。

つきましては、本校もそれに従い、5 月 8 日以降の対応を下記の通り行います。内容をご確認の上、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

【三鷹市の学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方】

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、以下の取り組みは継続いたします。

- ・家庭との連携による児童・生徒の健康状態の把握
- ・適切な換気の確保
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

☆感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を行いません。また、これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となります。地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、以下の対策を講じます。

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・児童・生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じます。

【新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置】

児童・生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法に基づく出席停止の措置を講じます。その際、児童・生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、オンラインによる授業配信等必要な配慮を行います。

また、出席停止等の取扱いに関する詳細については、「学校保健安全法施行規則(一部改正)」に 基づき、次の通りの対応といたします。

【裏面へ続きます】

○学校における出席停止措置の取り扱いに関する留意事項

- ・新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒の出席停止の期間は、「**発症した後、** 5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。
- ・出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、当該生徒はマスクを着用することを推奨します。

なお、出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては基本的に想定 されていません。

> 【問い合わせ】 副校長 本橋 洋平 電話 0422-45-3201